

医療的ケア児保育支援事業【拡充】

(旧医療的ケア児保育支援モデル事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【補助基準額（案）】

○基本分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	5,320千円
○加算分単価		
② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,160千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,160千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	360千円

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（90か所→199か所）。

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う。



助言・支援等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

実施主体・補助割合・事業実績

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- R2（公募ベース）：109か所（171か所）

(別添 3)

医療的ケア児保育支援事業実施要綱

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

都道府県等において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

4 実施方法

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

(3) 対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障

害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から⑦までの取組を複合的に実施するよう努めること。

- ① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。当該職員は、医療的ケア児の受入れを行うために配置する職員であることから、原則として、本事業の実施年度以降に、新たに医療的ケアに従事する職員として配置した者に限ることとする（ただし、既に配置されている職員であっても、医療的ケアに従事する職員として配置されていると認められる場合を除く）。

なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。

- ② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する次に掲げる取組を実施する。

ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）

- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。

- ④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。

なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。

- ⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。

- ⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。

- ⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業を実施する。

（4）留意事項

本事業は、保育所等において、単に（３）①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、都道府県等が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入を可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から⑤までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

- ① 医療的ケア児の受入に当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。
- ② 医療的ケア児の受入の検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。
- ③ 医療的ケア児の受入を行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。
- ⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入を可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。
- ⑥ （３）①により、医療的ケアに従事する職員を配置した保育所等は、受入の応諾義務があることを踏まえ、医療的ケア児の適切な受入を行うこと。

5 医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書の作成

本事業を実施する都道府県等においては、保育所等における医療的ケア児の受入を可能とする体制を整備することを目指すため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で、別紙「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」を作成し、別に定める本事業の補助に係る交付申請書及び変更交付申請書の添付資料として提出すること。また、同計画書兼実績報告書に当該年度の実

績を記載した上で、補助に係る実績報告書の添付資料として提出すること。

6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 費用

国は、上記４（３）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添3別紙)

令和3年度医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書

都道府県・市町村名：

① 保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数

(单位:人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み					
実績					
うち、受入人数					

(記載上の注意)

・「保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児」は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童のうち、保育所等の利用を希望する児童数をいう。

・交付申請(変更交付申請)時は、令和2年度の実績及び令和3年度以降の見込みを記載すること。

・実績報告時は、令和3年度の実績を記載すること。

・「うち、受入人数」欄には、「保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数」のうち、保育所等において実際に受入を行った人数を記載すること。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等に関する取組

(令和3年度)

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
			見込み	人	見込み	人	見込み	人
			実績	人	実績	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組								
(計画)								
(実績)								

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
			見込み	人	見込み	人	見込み	人
			実績	人	実績	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組								
(計画)								
(実績)								

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
			見込み	人	見込み	人	見込み	人
			実績	人	実績	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組								
(計画)								
(実績)								

(記載上の注意)

- ・本事業により医療的ケア児の受入体制を整備する施設ごとに記載すること。
- ・対象施設が4施設以上ある場合は、適宜記載欄を追加すること。
- ・交付申請(変更交付申請)時は、3年度の見込み(計画)を記載すること。
- ・実績報告時は、3年度の実績を記載すること。

(令和4年度～6年度)

令和4年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
	見込み	か所	見込み	人	見込み	人	見込み	人
令和5年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
	見込み	か所	見込み	人	見込み	人	見込み	人
令和6年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
	見込み	か所	見込み	人	見込み	人	見込み	人
(受入体制整備方針)								

(記載上の注意)

- ・交付申請(変更交付申請)時に記載すること。

③ 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組

(令和3年度)

医療的ケア児の受入に関する具体的な取組
(計画)
(実績)

(記載上の注意)

- ・交付申請(変更交付申請)時は、3年度の計画を記載すること。
- ・実績報告時は、3年度の実績を記載すること。